

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度沼津市一般会計補正予算（第 3 回）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度沼津市一般会計補正予算（第 3 回）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 21 日

沼津市長 頼 重 秀 一

令和7年度沼津市一般会計補正予算（第3回）

令和7年度沼津市の一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
沼津南一色線橋梁下部工事費	令和8年度	900,000 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

1 追加

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国（県） 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
沼津南一色線 橋梁下部工事費	千円 900,000		千円	令和8年度	千円 900,000	千円 450,000	千円 405,000	千円	千円 45,000

